

報 告 第 9 号

令和7年9月24日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

府中町教育委員会教育長

（ 別 紙 ）

府教委総発第2017号
令和7年8月28日

府中町長 寺尾 光司 様
(総務課行政係)

府中町教育委員会

付議事件に関する意見聴取について(回答)

令和7年第3回府中町議会定例会に提出することについては、同意します。

付議事件

- 1) 第39号議案(令和7年度府中町一般会計補正予算(第3号))
- 2) 第44号議案(府中町情報公開条例の全部改正について)
- 3) 第45号議案(府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)
- 4) 第46号議案(財産の取得について)
- 5) 第48号議案(令和6年度府中町歳入歳出決算の認定について)

府 総 発 第 1 2 2 0 号
令 和 7 年 8 月 2 8 日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司
(総務課行政係)

付議事件に関する意見聴取について（協議）

令和7年第3回府中町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

付議事件

- 1) 第39号議案（令和7年度府中町一般会計補正予算（第3号））
- 2) 第44号議案（府中町情報公開条例の全部改正について）
- 3) 第45号議案（府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）
- 4) 第46号議案（財産の取得について）
- 5) 第48号議案（令和6年度府中町歳入歳出決算の認定について））

第 3 9 号 議 案
令和 7 年 9 月 5 日 提 出

令和 7 年度府中町一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度府中町の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8 0 0 , 0 7 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3 , 4 7 2 , 8 3 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

府 中 町 長 寺 尾 光 司

第 1 表

1 歳 入

歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14 国庫支出金		4,515,493	85,572	4,601,065
	2 国庫補助金	603,700	85,572	689,272
18 繰 入 金		1,053,516	△221,663	831,853
	1 基金繰入金	1,013,645	△221,663	791,982
19 繰 越 金		1	907,949	907,950
	1 繰 越 金	1	907,949	907,950
20 諸 収 入		454,470	1,915	456,385
	5 雑 入	414,659	1,915	416,574
21 町 債		3,187,820	26,300	3,214,120
	1 町 債	3,187,820	26,300	3,214,120
歳 入 合 計		22,672,765	800,073	23,472,838

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		2,312,243	675,401	2,987,644
	1 総務管理費	1,818,131	675,401	2,493,532
3 民 生 費		9,671,027	72,814	9,743,841
	1 社会福祉費	5,236,155	68,473	5,304,628
	2 児童福祉費	4,434,772	4,341	4,439,113
8 土 木 費		1,831,008	6,000	1,837,008
	2 道路橋りょう費	203,324	6,000	209,324
10 教 育 費		2,516,716	45,858	2,562,574
	2 小学校費	1,020,894	7,724	1,028,618
	3 中学校費	392,090	3,014	395,104
	5 社会教育費	532,505	35,120	567,625
歳 出 合 計		22,672,765	800,073	23,472,838

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
くすのきプラザ空調設備改修工事	令和7年度 ～ 令和8年度	千円 52,693

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
くすのきプラザ改修等事業債	千円 26,300	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合によ り、据置期間及び償還年限 を短縮し、もしくは繰上償 還又は、低利債に借換えす ることができる。

歲入歲出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
							区 分	金 額	
14			国庫支出金	4,515,493	85,572	4,601,065			
	2		国庫補助金	603,700	85,572	689,272			
	2		民生費国庫補助金	93,908	22,314	116,222	1 社会福祉費 補助金	22,314	1 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 補助率 10／10
	7		物価高騰対応重点支援地方創 生臨時交付金	262,949	63,258	326,207	1 物価高騰対 応重点支援 地方創生臨 時交付金	63,258	1 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 補助率 10／10
18			繰 入 金	1,053,516	△221,663	831,853			
	1		基金繰入金	1,013,645	△221,663	791,982			
	2		財政調整積立基金繰入金	904,120	△221,663	682,457	1 財政調整積 立基金繰入 金	△221,663	1 財政調整積立基金からの繰入金
19			繰 越 金	1	907,949	907,950			
	1		繰 越 金	1	907,949	907,950			
	1		繰 越 金	1	907,949	907,950	1 繰 越 金	907,949	1 繰越金
20			諸 収 入	454,470	1,915	456,385			
	5		雑 入	414,659	1,915	416,574			
	2		雑 入	414,658	1,915	416,573	2 雑 入	1,915	1 介護施設等整備事業補助金返還金 991 2 学校給食費 924
21			町 債	3,187,820	26,300	3,214,120			
	1		町 債	3,187,820	26,300	3,214,120			
	6		教 育 債	337,600	26,300	363,900	3 社会教育事 業債	26,300	1 くすのきプラザ改修等事業債

3 歳 出

(2 款) 総 務 費

(1 項) 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2			総 務 費	2,312,243	675,401	2,987,644	4,628		991	669,782			
	1		総務管理費	1,818,131	675,401	2,493,532	4,628		991	669,782			
		4		財政管理費	64,197	654,282	718,479			654,282			
										24 積 立 金	654,282	◎まちづくり振興基金積立金事業 100,000 まちづくり振興基金積立金 (100,000) ○財政調整積立基金積立金事業 454,282 財政調整積立基金積立金 (454,282) ○減債基金積立金事業 100,000 減債基金積立金 (100,000)	
	8		生活安全対策費	124,281	4,628	128,909	4,628						
										10 需 用 費	67	○防犯推進事業 4,628 消耗品費 (50)	
										11 役 務 費	61	印刷製本費 (17) 通信運搬費 (61)	
										18 負担金補助及び交付金	4,500	住宅用防犯設備設置等補助金 (4,500)	
	10		諸 費	44,984	16,491	61,475			991	15,500			
											22 償還金利子及び割引料	16,491	○過誤納還付金事業（税務課） 15,500 過誤納還付金 (15,500)

(2 款) 総 務 費
(1 項) 総務管理費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
												○過誤納還付金事業（高齢介護課） 991 過誤納還付金 (991)	

(3 款) 民 生 費

(1 項) 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3			民 生 費	9,671,027	72,814	9,743,841	71,130			1,684			
		1	社会福祉費	5,236,155	68,473	5,304,628	66,789			1,684			
		2	老人福祉費	1,014,206	59,665	1,073,871	57,981			1,684			
											1 報 酬	1,050	○高齢者福祉施設支援事業 34,324 物価高騰対応支援金 (34,324)
											3 職員手当等	96	○介護施設改修等助成事業 22,314 介護施設改修等補助金 (22,314)
											4 共 済 費	185	○後期高齢者医療特別会計繰出金（事務費）事業 1,684 後期高齢者医療特別会計繰出金 (1,684)
											8 旅 費	12	
											18 負担金補助及び交付金	56,638	
											27 繰 出 金	1,684	○会計年度任用職員報酬等事業（高齢者福祉施設支援事業） 1,343 会計年度任用職員（月額・事務員） (1,050) （1人） 期末・勤勉手当 (96) 職員共済組合負担金 (75) 職員共済互助会負担金 (2) 社会保険料 (108) 費用弁償 (12)
			7	障害福祉費	1,839,530	8,808	1,848,338	8,808					

(3 款) 民 生 費
(1 項) 社会福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
										18 負担金補助 及び交付金	8,808	物価高騰対応支援金 (8,808)	

(3 款) 民 生 費

(2 項) 児童福祉費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	2		児童福祉費	4,434,772	4,341	4,439,113	4,341						
		4	保育所費	2,487,943	4,341	2,492,284	4,341						
										18 負担金補助及び交付金	4,341	○保育施設等給食費補助事業 4,341 給食費補助金 (4,341)	

(8 款) 土 木 費
(2 項) 道路橋りょう費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
8			土 木 費	1,831,008	6,000	1,837,008				6,000			
	2		道路橋りょう費	203,324	6,000	209,324				6,000			
		1	道路維持費	123,034	6,000	129,034				6,000	12 委 託 料	6,000	◎道路補修等事業 道路維持管理業務委託料（債務負担行為分含む） 6,000 (6,000)

(10 款) 教 育 費
(2 項) 小学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
10			教 育 費	2,516,716	45,858	2,562,574	9,814	26,300	924	8,820			
	2		小学校費	1,020,894	7,724	1,028,618	7,088		636				
		1	学校管理費	953,190	7,724	960,914	7,088		636				
											10 需 用 費	7,724	○小学校給食食材調達事業 7,724 賄材料費 (7,724)

(10 款) 教 育 費
(3 項) 中学校費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
		3	中学校費	392,090	3,014	395,104	2,726		288				
		1	学校管理費	340,042	3,014	343,056	2,726		288				
											10 需 用 費	3,014	○中学校給食食材調達事業 賄材料費

(10 款) 教 育 費
(5 項) 社会教育費

(単位：千円)

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
							特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
							国県支出金	地 方 債	そ の 他				
	5	社会教育費	532,505	35,120	567,625		26,300		8,820				
		4 くすのきプラザ費	87,992	35,120	123,112		26,300		8,820	14 工事請負費	35,120	◎くすのきプラザ改修等事業 35,120 くすのきプラザ空調設備改修工事 (35,120)	

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	171	445,079		104,700	549,779	83,435	633,214	
補 正 前	170	444,029		104,604	548,633	83,250	631,883	
比 較	1	1,050		96	1,146	185	1,331	

※「職員数」は月額に係る職員のみ記載していますが、「給与費」及び「共済費」は月額に係る職員に加え、日額・時間額に係る職員を含めて記載しています。

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当	管 理 職 手 当	地 域 手 当	特殊勤務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	休日勤務 手 当	夜間勤務 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	管理職員 特別勤務 手 当	退 手 職 当
	補 正 後								44,456	60,244				
	補 正 前								44,415	60,189				
	比 較								41	55				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追 加

事 項	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
くすのきプラザ空調設備改修工事	千円 52,693		千円	令和7年度 ゝ 令和8年度	千円 52,693	千円	千円 39,500	千円	千円 13,193

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前 前 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当該年度末現在高見込額	
	現 在 高	現在高見込額	当該年度中起債見込額		当該年度中元金償還見込額			
			補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
1 普 通 債	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
			2,199,520	2,225,820			14,709,611	14,735,911
8 教 育			337,600	363,900			6,282,357	6,308,657
合 計			3,187,820	3,214,120			23,137,070	23,163,370

第 4 4 号 議 案
令和 7 年 9 月 5 日 提 出

府中町情報公開条例の全部改正について

府中町情報公開条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町情報公開条例

府中町情報公開条例（昭和 5 8 年条例第 1 0 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 行政文書の開示（第 5 条—第 1 7 条）

第 3 章 審査請求（第 1 8 条—第 2 1 条）

第 4 章 府中町情報公開・個人情報保護審査会（第 2 2 条—第 2 7 条）

第 5 章 雑則（第 2 8 条—第 3 2 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を求める権利を保障することにより、町の保有する情報の一層の公開を図り、もって町政の公正な執行と町民の信頼を確保するとともに、民主的町政の一層の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求をするとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 行政文書の開示

(開示を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対して、行政文書の開示を請求することができる。

(開示請求の方法)

第6条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとするものは、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を提出しなければならない。ただし、実施機関が当該開示請求書の提出を要しないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあってはその代表者の氏名
- (2) 開示請求をしようとする行政文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(開示請求に対する措置)

第7条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び一部を開示しない理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第13条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び全部を開示しない理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、前2項の場合において、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が第10条各号に掲げる情報に該当しないこととなることにより、当該文書の全部又は一

部を開示することができる期日を明らかにすることができるときは、その旨及び開示することができる期日を同項の書面に付記するものとする。

(開示決定等の期限)

第8条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求があった日から15日以内に前条第1項から第3項までの決定（以下「開示決定等」という。）をしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について開示決定等を行う期限

4 実施機関は、震災、風水害等の発生その他やむを得ない理由により、開示請求に係る行政文書について、第1項に規定する期間内に開示決定等を行うこと及び開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施方法)

第9条 実施機関は、第7条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

2 行政文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはこれらに準じる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行うものとする。

3 実施機関は、開示請求に係る行政文書の開示を行うことにより、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、当該行政文書の開示に代えて、当該行政文書を複写したものにより、これを行うことができる。

(行政文書の開示義務)

第10条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそ

れ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、許可、認可、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、入札、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (6) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供された情報であつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当該情報が提供された当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(部分開示)

第11条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならない。

- 2 開示請求に係る行政文書に前条第1号に該当する情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第12条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第13条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、保護されるべき利益を損なうこととなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(事案の移送)

第14条 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る行政文書について開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第15条 開示請求に係る行政文書に町、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条及び第19条から第21条までにおいて「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関の定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第10条第1号イ、同条第2号ただし書又は同条第6号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第12条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとされた第三者が不在である等の理由により、第8条第1項に規定する期間内に当該第三者に対し意見書の提出の機会を与えることを通知することができないと認められるときは、同項に規定する期間を相当の期間延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(費用負担)

第16条 第5条の規定による請求に係る行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の制度等との調整)

第17条 実施機関は、法令等の規定により、開示請求に係る行政文書が第9条第2項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第9条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この条例の規定は、行政文書のうち、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定が適用されないこととされている情報が記録されている部分については、適用しない。

4 この条例の規定は、町立図書館その他実施機関が定める施設において、町民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

第3章 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第18条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第19条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号に掲げる場合を除き、府中町情報公開・個人情報保護審査会に諮問するものとする。

(1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決を行うものとする。

(諮問をした旨の通知)

第20条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第1項第2号において同じ。）
- (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 府中町情報公開・個人情報保護審査会

(府中町情報公開・個人情報保護審査会)

第22条 第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するほか、実施機関の諮問に応じ情報公開制度の運営に関する重要事項について調査審議するため、府中町情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会の委員（以下この条において「委員」という。）は、5人とし、町長が他の実施機関と協議して任命する。
- 3 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、審査会に諮問した実施機関（以下「諮問機関」という。）に対し、審査請求に係る行政文書の提示を求めることができる。

- 2 諮問機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、審査請求人、諮問機関その他の関係人（以下「審査請求人等」という。）に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

(意見の陳述等)

第24条 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。

(提出資料の閲覧)

第25条 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第26条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第27条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

第5章 雑則

(情報提供施策の充実)

第28条 実施機関は、行政文書の開示を実施するほか、町民が必要とする情報を的確に把握し、町民が町政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報の積極的な提供等を行い、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(出資法人及び指定管理者の情報公開)

第29条 町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「特定出資法人」という。）は、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、特定出資法人に対し、前項に定める必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 前2項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）について準用する。この場合において、第1項中「町が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人（以下「特定出資法人」という。）」とあるのは「指定管理者」と、「その保有する情報」とあるのは「その保有する情報（当該指定管理者が管理する公の施設の管理に係るものに限る。）」と、前項中「特定出資法人」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(行政文書の管理等)

第30条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第31条 町長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の府中町情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開示請求があったものについて適用し、同日前にこの条例による改正前の府中町情報公開条例（以下「旧条例」という。）第4条の規定による情報の公開の請求又は旧条例第11条の規定による情報の公開の申出があったものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旧条例第10条第1項の規定により設置された情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日に第22条第2項の規定により審査会の委員として任命されたものとみなす。

4 前項の規定により施行日に任命されたものとみなされる委員の任期は、第22条第3項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

5 施行日前に旧審査会にされた審査請求（不服申立てを含む。）に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問がされたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

6 施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第10条第6項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例の一部改正)

7 政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例（平成7年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「府中町情報公開条例（昭和58年条例第10号）」を「府中町情報公開条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(府中町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

8 府中町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「情報公開・個人情報保護審査会」を「府中町情報公開・個人情報保護審

査会」に改める。

提 案 理 由

規定内容を標準的な形に整備し、情報公開制度をより使いやすいものとするため、条例の全部を改正するもの。

根 拠 法 令

地方自治法

(条例)

第14条第1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

附則第7項による改正

政治倫理の確立のための府中町長の資産等の公開に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第5条 [略] (適用除外)	第1条～第5条 [略] (適用除外)
第6条 報告書については、 <u>府中町情報公開条例(昭和58年条例第10号)</u> は、適用しない。	第6条 報告書については、 <u>府中町情報公開条例(令和7年条例第 号)</u> は、適用しない。
第7条 [略]	第7条 [略]

附則第8項による改正

府中町個人情報の保護に関する法律施行条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第3条 [略] (審査会)	第1条～第3条 [略] (審査会)
第4条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、 <u>情報公開・個人情報保護審査会</u> (以下「審査会」という。)を置く。	第4条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、 <u>府中町情報公開・個人情報保護審査会</u> (以下「審査会」という。)を置く。
2～4 [略]	2～4 [略]
第5条～第9条 [略]	第5条～第9条 [略]

第 4 4 号議案参考資料

府中町情報公開条例の全部改正について

1 改正の趣旨

規定内容を標準的な形に整備し、情報公開制度をより使いやすいものとするため、条例の全部を改正するもの。

2 改正事項の概要

(1) 実施機関の定義（第 2 条）

実施機関である「町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会」に「消防長」を加える。

(2) 行政文書の定義（第 2 条）

情報公開請求の対象となる行政文書の定義を「決裁、供覧等の手続が終了したもの」から「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に改め、未決裁の文書も開示請求の対象に含める。

(3) 開示請求権者（第 5 条）

「住民」と「住民以外」の区別をなくし、何人も開示請求できることとする。

(4) 開示決定等の期限（第 8 条）

ア 開示決定等の期限について、開示請求があった日から「7 日以内」を「15 日以内」に改める。

イ 開示決定等の期限を延長することができる日数について、開示請求があった日から「21 日以内」を「60 日以内」に改める。

ウ 開示請求に係る行政文書が著しく大量である場合等について、開示決定等の期限の特例を設ける。

(5) 不開示情報（第 10 条）

不開示となる個人情報の定義を「通常他人に知られたくない個人に関する情報」から「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの」に改め、広く個人に関する情報について不開示とする。

(6) 審査請求の処理期限廃止

審査請求の処理に要する時間は案件により異なるため、一律に処理期限を定めた規定を削る。

3 施行期日

令和 8 年 1 月 1 日

第 4 5 号 議 案
令和 7 年 9 月 5 日 提 出

府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部改正について

府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

(府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 1 条 府中町職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 6 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 1 6 条第 2 号中「日数及び勤務日ごとの勤務時間」を「日数」に改め、「（以下
「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同
じ」に改める。

第 1 7 条の見出しを「（第 1 号部分休業の承認）」に改め、同条第 1 項を次のように
改める。

育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部
分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は、30 分を単位として行うものと
する。

第 1 7 条第 2 項及び第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条の次に
次の 4 条を加える。

(第 2 号部分休業の承認)

第 1 7 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1
項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位
として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各
号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

- (1) 1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、
当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第17条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第18条（見出しを除く。）を次のように改める。

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第17条の2第1項」を「第17条の3第1項」に改める。

第15条の2第2項中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を削る。

第17条の3を第17条の4とする。

第17条の2第1項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第17条の3とし、第17条の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等)

第17条の2 任命権者は、府中町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - (3) 育児休業条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- 2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- 3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の府中町職員の育児休業等に関する条例第17条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。
- 3 任命権者は、施行日前においても、第2条の規定による改正後の府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第17条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

提 案 理 由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

根 拠 法 令

地方公務員法

（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）

第 2 4 条第 5 項 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

第1条による改正

府中町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第1条～第15条 [略]	第1条～第15条 [略]
第16条 [略]	第16条 [略]
(1) [略]	(1) [略]
(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）	(2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ
<u>（部分休業の承認）</u>	<u>（第1号部分休業の承認）</u>
第17条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。	第17条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。
2 勤務時間条例第14条の規定に基づく規則で定める育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	2 勤務時間条例第14条の規定に基づく規則で定める育児時間又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間及び介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時	3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時

現 行	改 正 後
間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。	間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第17条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第17条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第17条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た</u>

現 行	改 正 後
(部分休業の承認の取消事由) <u>第 1 8 条 第 1 2 条の規定は、部分休業について準用する。</u> 第 1 9 条～第 2 1 条 [略]	<u>時間</u> <u>(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第 1 7 条の 5 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業の承認の取消事由) <u>第 1 8 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。</u> 第 1 9 条～第 2 1 条 [略]

第 2 条による改正

府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 後
第 1 条～第 1 4 条 [略] (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 2 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする	第 1 条～第 1 4 条 [略] (介護休暇) 第 1 5 条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第 1 7 条の 3 第 1 項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする

現 行	改 正 後
一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。
2・3 [略]	2・3 [略]
第15条の2 [略]	第15条の2 [略]
2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、30分を単位として、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員又は第14条の規定に基づく規則で定める育児時間を承認されている職員にあつては、2時間から当該部分休業及び育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u>	2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、30分を単位として_____1日につき2時間（育児休業法第19条第1項の規定により部分休業を承認されている職員又は第14条の規定に基づく規則で定める育児時間を承認されている職員にあつては、2時間から当該部分休業及び育児時間を減じた時間）を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
3 [略]	3 [略]
第16条・第17条 [略]	第16条・第17条 [略]
	<u>（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）</u> <u>第17条の2 任命権者は、府中町職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第19条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>（1） 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>（2） 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>（3） 育児休業条例第19条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該</u>

現 行	改 正 後
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>申告、請求又は申出</u>（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略]	<u>子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第17条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の<u>請求等</u> に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略]

現 行	改 正 後
<u>第 1 7 条 の 3</u> [略] 第 1 8 条 ・ 第 1 9 条 [略]	<u>第 1 7 条 の 4</u> [略] 第 1 8 条 ・ 第 1 9 条 [略]

府中町職員の育児休業等に関する条例及び府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 2 号）及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 号）の施行に伴い、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

【第 1 条による改正】（府中町職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

（1）第 1 号部分休業（育児のための部分休業のうち、1 日のうち 2 時間まで取得できるもの）について、勤務時間の始め又は終わり以外の時間にも取得できることとする。（第 1 7 条）

（2）育児のための部分休業について第 2 号部分休業を新設し、1 年度につき 1 0 日を上限として、任意の時期に 1 日又は 1 時間単位で取得できることとする。（第 1 7 条の 2、第 1 7 条の 4）

【第 2 条による改正】（府中町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

（3）介護時間について、勤務時間の始め又は終わり以外の時間にも取得できることとする。（第 1 5 条の 2）

（4）妊娠若しくは出産等についての申出をした職員又は 3 歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事との両立支援制度の周知や意向確認等の措置を講じ、職員が仕事と出産、育児等の両立をしやすい環境を整える。（第 1 7 条の 2）

3 施行期日等

（1）施行期日

令和 7 年 1 0 月 1 日。ただし、3（2）イの規定は、公布の日から施行する。

（2）経過措置

ア 2（2）の第 2 号部分休業について、施行日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間においては、取得日数の上限を 5 日とする。

イ 2（4）の規定のうち、3 歳に満たない子を養育する職員に対して講ずる措置は、施行日前においてもできることとする。

第 4 6 号 議 案
令和 7 年 9 月 5 日 提 出

財産の取得について

議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 2 5 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

府中町長 寺尾 光司

財 産 の 表 示	学習系教師用端末機器等購入
購 入 金 額	金 1 6 , 2 1 4 , 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	広島県広島市東区二葉の里三丁目 5 番 7 号GRANODE広島 3 F 株式会社ライنزオカヤマ広島営業所

提 案 理 由

地方自治法第96条第1項第8号の規定により条例で定める財産の取得をするため。

財産取得契約の概要

1 契約の概要

財産の表示	学習系教師用端末機器等購入
契約方法	指名競争入札
予算額	23,596,000円
購入金額	16,214,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)
入札執行日	令和7年 8月 1日
契約日	令和7年 8月 7日(仮契約)
納入期限	令和7年10月14日
契約の相手方	広島県広島市東区二葉の里三丁目5番7号GRANODE広島3F 株式会社ライズオカヤマ広島営業所

2 取得財産の明細

- (1) 学習系教師用端末機器 220 台とする。
- (2) 端末（パソコン本体）の要件
 - ア OS : Windows11 Pro とする。
 - イ CPU : Intel N100 同等以上とする。
 - ウ メモリ・ストレージ : 8GB 以上・128GB UFS 同等以上とする。
 - エ 画面 : 11.6 インチ マルチタッチ対応ディスプレイ同等以上とする。
 - オ キーボード : Bluetooth 接続でない日本語 JIS キーボードを有し、コンバーチブル型であること。
 - カ 無線機能 : IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上、Bluetooth5.0 以上であること。
 - キ 音声接続端子 : マイク・ヘッドフォン端子×1 以上であること。
 - ク 外部接続端子 : USBType-A 及び HDMI 端子×1 以上とし、PD 規格に対応した USBType-C×1 以上であること。(USB の規格は USB3.2Gen1 以上とする。)
 - ケ バッテリー : 8 時間以上とする。
 - コ 修理保証 : 5 年間の自然故障及び破損に対する修理保証を付けること。
- (3) ソフトウェア（導入ソフト及び設定等）の要件
 - ア Microsoft 365 A1 for devices faculty 72 ヶ月の調達及びインストールを行うこと。
 - イ SKYSEA Client View 及び Cisco Umbrella の本町指示書によるインストールを行うこと。
 - ウ Chrome 及び Adobe Reader アプリのインストールを行うこと。
 - エ 全校の学習系無線 Wi-Fi アクセスポイントへの登録作業を行うこと。
 - オ 各校のファイルサーバへのアクセス設定（ショートカット作成）を行うこと。

入札結果表

契約件名		学習系教師用端末機器等購入			
開 札 日		令和 7 年 8 月 1 日 1 3 時 1 5 分			
業 者 名		入札金額（税抜）			摘 要
		第 1 回	第 2 回	第 3 回	
1	株式会社ラインズオカヤマ 広島営業所	¥14,740,000			落札
2	株式会社新星工業社	¥17,553,800			
3	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 中国支社	¥23,865,740			
4	N E C フィールディング株式会社 広島支店				辞退
5	エフサステクノロジーズ株式会社 西日本ビジ 九州・中四国ビジネス統括部				辞退
6	株式会社大塚商会 広島支店				辞退
7	中国電設工業株式会社				辞退
8	株式会社日立システムズ 中国支社				辞退
9	リコージャパン株式会社 広島支社 広島パートナー・自治体営業部				辞退
10					
11					
12					
落札額		¥14,740,000	(税抜)		
		¥16,214,000	(消費税及び地方消費税を含む。)		
予定価格		¥20,913,000	(税抜)		
		¥23,004,300	(消費税及び地方消費税を含む。)		
執行者氏名 桑原強					
立会者氏名 増田康洋、土井賢二					

第 4 8 号 議 案
令和 7 年 9 月 5 日 提 出

令和 6 年度府中町歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度府中町歳入歳出決算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、議会の認定に付する。

府中町長 寺尾 光司

- 1 一般会計歳入歳出決算
- 2 土地取得特別会計歳入歳出決算
- 3 国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 4 介護保険特別会計歳入歳出決算
- 5 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

（提出書類）

- 1 歳入歳出決算書（基金の運用状況を含む）
- 2 府中町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書
- 3 主要施策の成果に関する調書

令和6年度主要施策の成果に関する調書

令和6年度は、物価高の長期化や人口減少の進行など地域経済と住民生活に影響を及ぼす課題が続く一方、賃上げの定着や企業の投資意欲の継続など経済の持ち直しに向けた動きも見られました。

こうした中、国は能登半島地震からの復旧・復興を最優先課題としつつ、物価高騰から国民生活を守り、成長と分配の好循環を実現するための総合経済対策を推進しました。

当町では、令和6年度補正予算を中心に、国の施策・補正予算に呼応し、原油価格・物価高騰対策として、高齢者施設や障害者施設への支援金給付による事業の継続支援や、保育施設等及び小中学校の給食費について、食料品価格高騰による保護者等の負担増を防ぐための補助金の交付、更に定額減税補足給付や住民税非課税世帯への給付金の支給など、物価高から町民の生活を守る取り組みを実施するなど、社会情勢の変化等に迅速かつ的確に対応しながら、引き続き「府中町第4次総合計画後期実施計画」に基づいた事業を適時適切に実施し、町民の皆様一人一人が「暮らし心地が1番」と実感できるまちづくりに取り組みました。

令和6年度における当町の一般会計の決算は、次のとおりです。

歳入面のうち町税においては、前年度と比較し、個人町民税が定額減税の影響から2億2,401万円減であるものの、法人町民税が地元大手企業の業績好調を受けて15億6,069万2千円増、また、固定資産税が1億3,516万2千円増となり、町税全体では14億7,971万8千円増の91億8,126万3千円となりました。

町税以外で前年度対比における主な増減は、繰入金が新たに設置した減債基金への積立てなどを要因として4億191万9千円増の4億1,895万円、地方交付税が普通交付税基準財政需要額の増額算定などを要因として3億8,042万7千円増の27億1,615万6千円、地方特例交付金が定額減税に係る減収補てんの皆増を要因として2億4,944万1千円増の3億2,312万8千円、一方で、町債は1億1,759万9千円減の16億7,188万5千円となりました。

歳入総額としては、前年度対比28億355万7千円（13.4%）増の237億2,800万5千円となりました。

歳出面では、先に触れた原油価格・物価高騰対策の各種事業について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、総額7億1,051万5千円の支援を実施しました。

子育ての分野では、産後ケアに係る自己負担額の軽減や5歳児を対象とした子育て相談、新卒保育士等の人材確保を目的とした就職支援金の貸付事業などに取り組みました。更に子ども医療費助成に係る所得制限を、令和7年4月から撤廃する条例改正を行うとともに、諸準備を進めました。

環境の分野では、再生可能エネルギーの導入拡大に向け、家庭用太陽光発電システ

ム等の購入補助を行いました。

防災・減災の分野では、備蓄計画に基づき、食糧・資機材の計画的な備蓄を行うとともに、総社会館、府中南交流センターに防災倉庫を設置し、物資の分散配置を行いました。

教育の分野では、スクールカウンセラーや部活動指導員などを配置し、教職員の負担軽減策を講じました。

投資的事業では、「向洋駅周辺土地区画整理事業」、「補助街路整備事業」、「道路新設改良事業」など、良好な住環境の整備に継続的に取り組んだほか、「都市計画調査事業」として「WACTORYパーク揚倉山再整備・利活用に関する基本構想」の策定、「チェリーゴード空城パーク再整備事業」として老朽化したアスレチックの撤去を行い、新たな遊具等公園施設の整備を行いました。

学校施設においては、府中緑ヶ丘中学校校舎の屋根・外壁の改修工事を実施するとともに、「下岡田官衙遺跡保存・整備事業」では、史跡指定地の一部を購入しました。

その他、「高齢者いきいき活動ポイント事業」「コミュニティバス等運行事業」「人権推進事業」「男女共同参画推進事業」など、町民の幅広いニーズに対応する事業を実施しました。

歳出総額としては、前年度対比 21 億 5,675 万 8 千円（10.4%）増の 227 億 9,610 万 1 千円となりました。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 9 億 3,190 万 4 千円、形式収支から翌年度へ繰越すべき財源 2,395 万 3 千円を差し引いた実質収支は 9 億 795 万 1 千円となりました。

また、土地取得、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計、及び下水道事業会計においても、適正に事業を運営し、いずれも黒字決算となりました。

令和 6 年度の主な財政指標は、次のとおりです。

- ・財政力指数は、令和 4 年度以降単年度指数が減少しており、前年度の 0.776 から 0.758 に減少しました。
- ・経常収支比率は、堅調な法人町民税が影響し、前年度の 96.1%から 85.7%に減少しました。
- ・実質公債費比率は、標準財政規模の増加が影響し、前年度の 8.5%から 8.1%に減少しました。
- ・将来負担比率は、財政調整積立基金をはじめとした基金現在高の増加が影響し、前年度の 83.0%から 75.1%に減少しました。
- ・財政調整積立基金の年度末現在高は、12 億 104 万 1 千円を積み増したことから、前年度対比 8 億 703 万 1 千円増の 26 億 47 万 1 千円となりました。
- ・一般会計の地方債残高は、前年度対比 9 億 9,325 万 7 千円減の 227 億 2,838 万 4 千円となり、3 年連続の減少となりました。

主要施策の成果は、次のとおりです。

(1) 一般会計

令和6年度主要施策一覧

(単位: 千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
1	89~91	総務費	○放置自転車等対策事業	13,242	向洋駅北口自転車等駐輪場を機械化して再整備を行い、委託料のコスト削減や収容台数の見直し等を図りました。	厚生
2	99~101	総務費	◎コミュニティバス等運行事業	47,697	コミュニティバス「つばきバス」及びデマンドタクシー「うぐいす号」の運行を行い、誰もが「おでかけ」しやすい地域公共交通ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しました。 ○つばきバス乗客数 125,070人 (R5 123,664人) ○うぐいす号乗客数 4,920人 (R5 4,584人)	建設 消防
3	123	民生費	◎福祉事務所(生活困窮者自立相談支援)事業	20,358	「くらしごと自立応援センター」において、自立相談・家計改善・就労準備を一体的に支援しました。 また、住居確保給付金の支給や生活困窮者一時生活支援事業を行いました。 ○相談者数 304人 (R5 293人)	厚生
4	141	民生費	◎人権推進事業	2,471	「ヒューマンフェスタ2024 in府中町」と「スマイル21」(障害者週間推進事業)を共同開催し、人権啓発活動の推進に努めました。 また、保育園等13園において、人権紙芝居を実施したほか、人権啓発冊子を発行し、全世帯に配布しました。 ○啓発活動実施回数 42回 (R5 41回)	厚生
5	141	民生費	◎男女共同参画推進事業	431	男女共同参画社会の実現に向けて、住民を対象とした映画上映会を開催するとともに、職員を対象とした研修会等の啓発活動を行いました。 ○啓発活動実施回数 4回 (R5 5回)	厚生
6	151~153	民生費	◎児童センター事業	47,260	乳幼児期から高校生までを対象に、オープンスペース、子育て広場、おはなし会等様々な子育て支援活動を幅広く展開しました。 ○利用者数(1日あたり) 295人 (R5 294人)	厚生

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
7	153	民生費	◎子ども医療費給付事業	173,466	0歳から中学生までの子どもに係る医療費（自己負担額）の全部または一部を、保護者に助成しました。 ○受給者数 6,265人（R5 6,447人）	厚生
8	153	民生費	◎子どもの予防的支援構築事業	16,309	「こどもデータ統合システム」を活用し、行政からの働きかけを積極的に行うことで、こどもを多面的・継続的に見守り・支援しました。 また、就学に向けた切れ目のない支援として、5歳児子育て・育ちサポート相談を試行的に実施しました。 OAIの活用 支援（R5 検証・支援）	厚生
9	163	民生費	◎地域子育て支援拠点事業	26,142	「地域子育て支援センター」を拠点に、オープンスペース、子育て広場、育児相談等様々な事業を実施し、安心して子育てができるよう地域に根差した子育て支援を行いました。 府中ひかり保育園、若竹こども園に加え、令和6年度から府中なかよし保育園が事業を開始しました。 ○つどいの広場（出前講座）の参加者数 4,916人（R5 5,098人）	厚生
10	163	民生費	◎病児・病後児保育事業	19,034	育児と就労の両立支援を図るため、病気又は病後の子ども（生後6か月から小学校6年生まで）を、小児科医院内の病児保育室において一時的に預かりました。 また、子どもの急な体調不良時に学校、保育所等へお迎えに行く送迎サービスを実施しました。 ○利用者数 1,078人（R5 1,401人）	厚生
11	163	民生費	◎新卒保育士等就職支援金貸付事業	1,700	認可保育施設に1日6時間以上、月20日以上勤務内容により採用が決定した新卒保育士等17人に対し、就職支援金として1人10万円の貸付けを行いました。 なお、採用後1年間従事し、翌年も継続して従事する場合、支援金の返還を免除します。 ○翌年度継続従事者数 17人	厚生
12	171～173	衛生費	◎低炭素型社会づくり推進事業	2,163	脱炭素社会実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、家庭用太陽光発電システムや家庭用蓄電池等に対する購入補助を行いました。 ○補助件数 太陽光9件、蓄電池9件、エネファーム5件（R5 エネファーム2件）	厚生

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
13	179~181	衛生費	◎ネウボラセンター事業	24,117	安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目なくサポートすることにより、子育て家庭の負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を支援しました。 産後ケア事業では、利用回数5回目まで、最大2,500円を補助する制度を新たに設け、利用者負担の軽減を図りました。 ○相談件数 3,568件 (R5 3,034件)	厚生
14	185	衛生費	◎ふれあい収集事業	4,644	要介護や障害等により、ごみステーションに自ら家庭ごみを排出することが困難な世帯を対象に、自宅の玄関先等に排出したごみを収集しました。 ○登録世帯 66世帯 (R5 42世帯)	厚生
15	193	農林業費	◎農業用水路等改良事業	24,624	防災重点農業用ため池である「石コロヒ池」に堆積している土砂の浚渫工事を行い、灌漑用農業用水の確保及び水分峡森林公園の景観の保全に努めました。 ○事業進捗率 100%	厚生
16	193~195	農林業費	◎府中の森づくり事業	13,651	森林の再生を図るため、間伐等の森林整備を3.5ha進めました。 また、森林ボランティア活動への助成、水分峡森林公園の再整備を行いました。 ○森林ボランティアの人数 253人 (R5 284人)	厚生
17	195	農林業費	◎林業施設改良等事業	13,800	林道呉娑々字線の災害防止対策を目的として、埋没した横断暗渠排水管の復旧を行うとともに、導水路を確保しました。	厚生
18	199	商工費	◎事業者支援事業	1,400	産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、家賃や通信費を助成し、オフィス誘致を促進しました。 また、小規模事業者の振興及び発展を図るため、広報費や開発費等を助成し、販路開拓支援を行いました。 ○補助金利用件数 オフィス誘致促進助成 1件 (R5 1件) 販路開拓支援 4件 (R5 6件)	厚生

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
19	201	商 工 費	◎観光事業	5,174	観光マップをデジタル化することにより観光資源を広く発信するとともに、シェアサイクル「びーすくる」の運営を引き続き行い、観光客の周遊を促進しました。 ○びーすくる利用者数（1台あたり） 754人（R5 601人）	厚生
20	201	土 木 費	◎急傾斜地崩壊対策事業	45,385	鹿籠二丁目地区の法面崩壊防止対策工事を行い、急傾斜地の崩壊による災害を未然に防止しました。 また、茂陰二丁目地区の対策工事に係る用地測量及び詳細設計を行いました。 ○事業進捗率 100%（R5 100%）	建設 消防
21	205	土 木 費	◎道路補修等事業	90,070	町道等の施設維持管理及び補修工事等を行い、道路を良好な状態に保ち、安全な住環境を確保しました。 ○事業進捗率 80%（R5 59%）	建設 消防
22	205	土 木 費	◎補助街路整備事業	21,847	安心・安全なまちづくりと良好な住環境の確保のため、青崎25号線の整備を実施しました。 ○実施計画期間中の整備延長（累計） 360m（R5 354m）	建設 消防
23	205	土 木 費	◎道路新設改良事業	44,619	青崎25号線、宮の町41号線、八幡26号線及び大須上岡田線を改良し、安心・安全なまちづくりと良好な住環境の形成を推進しました。 ○実施計画期間中の整備延長（累計） 967m（R5 773m）	建設 消防
24	207	土 木 費	◎狭あい道路整備等促進事業	2,056	狭あい道路の拡幅を行い、安心・安全なまちづくりと良好な住環境の形成を推進しました。 ○実施計画期間中の整備延長（累計） 68m（R5 56m）	建設 消防
25	207	土 木 費	◎橋りょう長寿命化事業	22,853	橋りょうの定期点検を14橋、詳細設計を1橋、改修工事を3橋実施し、橋りょうの長寿命化を図りました。 ○事業進捗率 76%（R5 54%）	建設 消防
26	207	土 木 費	◎都市計画調査事業	9,004	都市計画（区域区分・用途地域）の変更を実施しました。 また、「WACTORYパーク揚倉山再整備・利活用に関する基本構想」を策定しました。 ○事業進捗率 78%（R5 73%）	建設 消防

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
27	211~213	土木費	◎向洋駅周辺土地区画整理事業	848,844	向洋駅周辺の健全な市街地の形成、便利で活力と賑わいにあふれるまちづくりの推進に向け、向洋駅南口駅前の画地整備及び物件移転補償を行いました。 ○画地整備率 78% (R5 77%)	建設 消防
28	215	土木費	◎広島市東部地区連続立体交差事業	221,404	広島県が施行する仮線工事や鉄道詳細設計等に対し、地元負担金を支出しました。 ○事業進捗率 60% (R5 41%)	建設 消防
29	215	土木費	◎県施行街路事業負担金事業	7,726	広島県が施行する街路事業（青崎池尻線）に対し、地元負担金を支出しました。 全事業延長440mの整備を完了しました。 ○事業進捗率 100% (R5 94%)	建設 消防
30	217	土木費	◎都市公園等整備事業	23,328	ゆとりと潤いのある都市環境を創出するため、町営鶴江住宅跡地に「鶴江ふれあい広場」を整備しました。 ○事業進捗率 100% (R5 91%)	建設 消防
31	217	土木費	◎都市公園等長寿命化事業	12,332	山越広場の滑動崩落対策工事として、土砂撤去等を実施しました。	建設 消防
32	217	土木費	◎チェリーゴード空城パーク再整備事業	62,662	チェリーゴード空城パークにおいて、老朽化したアスレチック等の撤去を行うとともに、新たに大型複合遊具やインクルーシブ遊具の整備を行いました。 ○実施計画期間中の遊具リニューアル公園数（累計） 9箇所 (R5 8箇所)	建設 消防
33	223	消防費	◎救急体制強化事業	4,752	救急業務の質の維持・向上と、増加傾向にある救急要請に対応するため、救急救命士及び救急隊員を養成しました。 ○救急救命士養成人数 1人 (R5 1人)	建設 消防

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
34	231	消 防 費	◎防災体制強化事業	10,065	避難所の機能強化を図るため、総社会館と府中 南交流センターに防災備蓄倉庫を整備するととも に、災害に備え、飲料水や食糧等の計画的な備蓄 を行いました。 また、避難所3か所について、開設や運営を円 滑に実施するためのマニュアルを作成しました。 ○備蓄品の計画的確保 維持・更新 (R5 備蓄)	総務 文教
35	233~235	教 育 費	◎グローバル教育事 業	15,845	外国語によるコミュニケーション能力の向上・ 定着を図り、グローバル社会に挑戦する児童生徒 を育成するため、外国語指導助手の派遣や非常勤 講師の配置を行いました。 また、中学校では全学年の英語検定の費用を助 成しました。 ○中学校3年生の英語検定3級以上取得率 36.9% (R5 36.5%)	総務 文教
36	235	教 育 費	◎学校運営改善推進 事業	26,206	スクールカウンセラーやスクールサポートス タッフの配置により、きめ細やかな児童生徒の支 援に努めました。 また、部活動地域移行に向けて体制を整えるた め、コーディネーターや部活動指導員を配置しま した。 ○100人あたりの不登校児童・生徒数の割合 小学校 1.88% (R5 2.02%) 中学校 5.56% (R5 5.70%)	総務 文教
37	251	教 育 費	◎公共施設維持保全 事業 (中学校改修)	161,678	府中緑ヶ丘中学校校舎の屋根・外壁の改修工事 を実施し、施設の長寿命化を図りました。 ○事業進捗率 73.3% (R5 52.1%)	総務 文教
38	261~263	教 育 費	◎放課後児童クラブ 運営事業	20,972	保護者が就労等の理由で日中家庭に不在の児童 を対象に、放課後や長期休業中の生活の場とし て、放課後児童クラブを運営しました。	総務 文教
39	267	教 育 費	○会計年度任用職員 報酬等事業 (放課後 児童クラブ運営事 業)	103,572	○登録児童数 869人 (R5 871人)	総務 文教

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
40	263	教育費	◎下岡田官衙遺跡保存・整備事業	153,959	下岡田官衙遺跡の保護のため、史跡指定地の一部を購入しました。 また、「ふちゅうを学びふちゅうを好きになる事業」として、小・中学生を対象に「歴史」をテーマに講座を実施しました。 ○下岡田官衙遺跡関連普及啓発講座回数 6回 (R5 5回)	総務 文教
41	269	教育費	◎公民館活動事業	1,705	個人や地域の課題に応じた学習機会の提供を行うとともに、ボランティア活動の支援等を行いました。 ○活動者数 府中公民館 17,971人 (R5 19,664人) 府中南公民館 16,044人 (R5 10,974人)	総務 文教
42	269	教育費	◎府中公民館等改築事業（歴史民俗資料館解体）	10,231	歴史民俗資料館跡地堤防復旧工事を実施しました。	総務 文教
43	277~279	教育費	◎図書館活動事業	10,819	住民の学習・読書意欲に応えられるよう利用度の高い資料の充実を図るとともに、子どもの読書活動を推進しました。 ○貸出冊数 279,477冊 (R5 278,670冊)	総務 文教

(2) 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金充当主要施策一覧

(単位:千円)

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	充当額	説明	所属
44	103	総務費	○定額減税補足給付金(調整給付)給付事業	388,711	388,711	1人あたり4万円の定額減税をしきれない人に対し、調整給付金を支給しました。 支給件数は8,620件、支給額は367,000千円です。	総務 文教
45	127	民生費	○住民税非課税世帯等支援給付金(追加給付分)給付事業	4,641	4,641	令和5年度の住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり7万円の追加給付金を支給しました。 支給件数は66件、支給額は4,620千円です。	厚生
46	127	民生費	○住民税非課税世帯等支援給付金(均等割のみ課税世帯分)給付事業	16,636	16,636	令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯等に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給しました。 支給件数は152件、支給額は15,200千円です。	厚生
47	127	民生費	○住民税非課税世帯等支援給付金(子ども加算分)給付事業	5,960	5,960	上記2事業の対象支給世帯のうち、対象となる子どもがいる場合は、子ども1人につき5万円の加算給付金を支給しました。 支給人数は93人、支給額は4,650千円です。	厚生
48	129	民生費	○住民税非課税世帯等支援給付金(令和6年度非課税化給付等)給付事業	65,493	65,493	令和6年度に新たに住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯等に対し、1世帯あたり10万円の給付金を支給しました。 支給件数は593件、支給額は59,300千円です。 また、対象となる子どもがいる場合は、子ども1人につき5万円の加算給付金を支給しました。 支給人数は122人、支給額は6,100千円です。	厚生
49	129	民生費	○住民税非課税世帯等支援給付金(令和6年度追加給付分)給付事業	134,135	134,057	令和6年度住民税非課税世帯等に対し、1世帯あたり3万円の給付金を支給しました。 支給件数は4,069件、支給額は122,070千円です。 また、対象となる子どもがいる場合は、子ども1人につき2万円の加算給付金を支給しました。 支給人数は555人、支給額は11,100千円です。	厚生
50	135	民生費	○高齢者福祉施設原油価格・物価高騰対策支援金給付事業	17,496	15,316	高齢者福祉サービス事業所等に支援金を支給しました。 支給件数は30件、支給額は決算額に同じです。	厚生
51	149	民生費	○障害者福祉施設原油価格・物価高騰対策支援金給付事業	3,416	3,076	障害者福祉サービス事業所に支援金を支給しました。 支給件数は19件、支給額は決算額に同じです。	厚生

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	充当額	説明	所属
52	165	民生費	○保育施設等給食費補助事業	12,041	10,514	特定教育・保育施設等に給食費を補助しました。支給件数は15件、支給額は決算額に同じです。	厚生
53	245	教育費	○小学校給食食材調達事業	205,748	19,041	食材費の高騰に対し、保護者負担を求めることなく、児童・生徒1食1人あたり30円を基本として充当を行いました。	総務 文教
54	255	教育費	○中学校給食食材調達事業	79,252	5,341		総務 文教

（３）土地取得特別会計

土地開発基金の預金利子104円を、同基金に同額繰り出しました。

（４）国民健康保険特別会計

決算額は歳入が43億3,055万9千円、歳出が43億2,695万8千円、実質収支は360万1千円となりました。

被保険者数は前年度末と比較し、399人（5.2％）減の7,315人となりました。

令和6年度主要施策一覧

（単位：千円）

番号	決算事項 別明細書 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
55	329	保健 事業 費	○人間ドック事業	10,507	病気の早期発見・早期治療につなげ、健康 寿命を延伸することを目的として、490人が 人間ドックを受診しました。	厚生

（５）介護保険特別会計

決算額は歳入が 41億4,329万2千円、歳出が40億9,958万3千円、実質収支は4,370万9千円となりました。

認定者数は前年度と比較し、63人（2.7％）増の2,357人となりました。

令和6年度主要施策一覧

（単位：千円）

番号	決算事項別明細書ページ	款	事業名	決算額	説明	所属
56	365	地域支援事業費	◎高齢者いきいき活動ポイント事業	38,108	地域のボランティア活動や介護予防・健康増進活動への参加に応じ、奨励金を支給することにより、高齢者の社会参加を促進するとともに、生きがいづくりを推進しました。 ○参加者数 4,032人（R5 3,765人）	厚生

（６）後期高齢者医療特別会計

決算額は歳入が9億3,616万6千円、歳出が9億3,555万3千円、実質収支は61万3千円となりました。

被保険者数は前年度と比較し、363人（5.0％）増の7,685人となりました。

（７）下水道事業会計

決算額は、下水道事業収益が13億7,809万4千円、下水道事業費用が13億5,348万7千円、資本的収入が6億9,083万円1千円、資本的支出が12億4,087万円となりました。

汚水施設の整備状況は、処理区域面積が520.55ha（対前年度比2.38ha増加）、人口普及率が99.05%（対前年度比0.08ポイント増加）となりました。

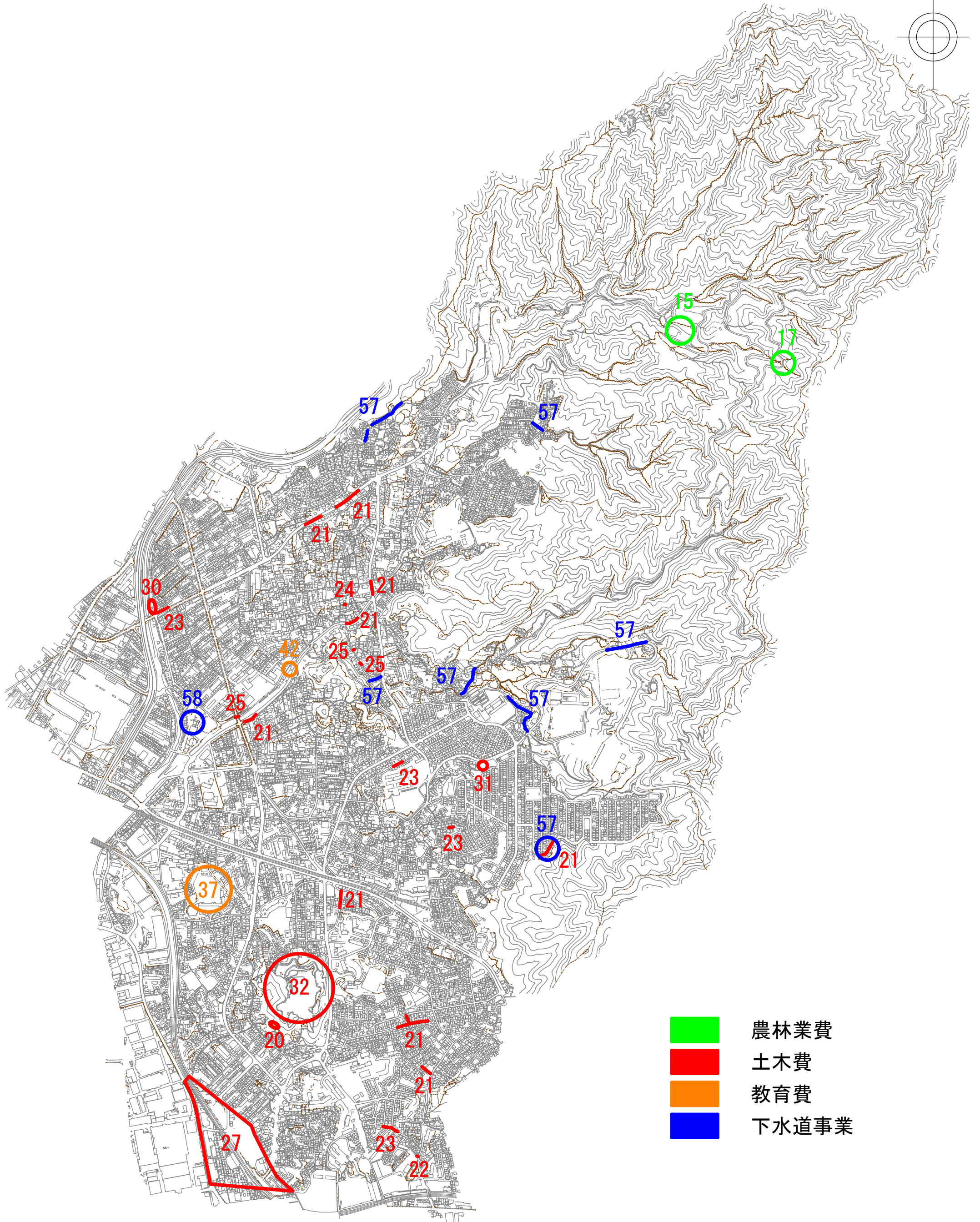
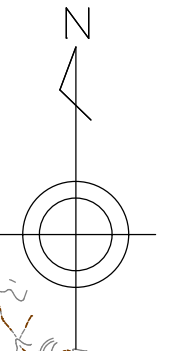
また、将来にわたる安定的で持続可能な事業運営を目的として、令和8年度からの下水道使用料引き上げに係る条例改正を実施しました。

令和6年度主要施策一覧

（単位：千円）

番号	決算参考資料 ページ	款	事業名	決算額	説 明	所属
57	5	資本的支出	管路建設改良費	310,450	汚水事業は953mの築造工事を実施し、公共下水道の面的整備を進めました。 ○下水道整備率（累計） 97.7%（R5 97.2%） 雨水事業は茂陰1号幹線の改築更新工事を実施し、市街地の浸水対策を進めました。 ○管渠改修延長（累計） 950m（R5 835m）	厚生
58	5	資本的支出	ポンプ場建設改良費	184,243	府中ポンプ場において、1号主ポンプ用エンジンの改築更新工事、及び耐水化工事を実施しました。	厚生

令和6年度主要施策（工事関係）位置図



- 農林業費
- 土木費
- 教育費
- 下水道事業